



# からの お知らせ



皆野町けんこう大使  
み～な

## もうすぐ春ですね 新生活のスタートです。

就職・退職、引っ越しなど、身の回りの手続きで慌ただしいと思いますが、ご自身が加入されている医療保険の確認も忘れずに行いましょう。全てのかたがいずれかの医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。

国保では、職場の健康保険などとは異なり、加入するときも脱退するときも、届出を各自の責任で行わなければなりません。

転職や退職などで、どの保険にも加入していないかたは、すみやかに届出をしましょう。

### ■就職したかた

職場の健康保険に加入したかたは、すみやかに国保資格を喪失する手続きが必要です。

※就職日から国保の保険証を使用することはできません。

(新しい保険証が出来るまでに医療機関などを受診する場合は、職場から資格証明書または仮の保険証の交付を受けて使いましょう。)

#### 手続きに必要なもの

- 社会保険の保険証
- 国保の保険証(返却)
- 印鑑

### ■退職するかた

退職する場合の健康保険は、下のチャートで確認しましょう。

退職した次の日から次の職場に就職する

はい

①就職先の社会保険に加入する。

いいえ

家族に社会保険のかたがいる

はい

②家族の加入している社会保険の被扶養者になる

※扶養になると保険料の負担はありません。

いいえ

保険料はどちらが安い?  
国保税の試算をすることができます。

任意継続

③社会保険を任意継続する

国保

④国民健康保険に加入する

#### 国保の加入に必要なもの

- 職場の健康保険をやめた証明書
- 印鑑

### ■引っ越しするかた

新しく町外に住み始める場合、転出の手続きが必要です。

転出証明書の交付を受けた後、国保の手続きを行います。

転出日から新しい住所の国保に加入します。

#### 手続きに必要なもの

- 国保の保険証(返却)
- 印鑑